

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人川村フク子の上告趣意のうち、憲法三一条、三二条の違反をいう点は、原判決にその理由が示されていることは明らかであるから、前提を欠く主張であり、その余の点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められぬ。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年一月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己	
裁判官	関	根	小	郷	
裁判官	天	野	武	一	
裁判官	坂	本	吉	勝	
裁判官	江	里	口	清	雄